

# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

## 目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

## 入札・契約適正化の基本原則の明示

透明性の確保

公正な競争の促進

適正な施工の確保

不正行為の排除の徹底

## 全ての発注者に義務付ける事項

### (1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表  
(見通しに変更された場合も公表)

### (2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、  
落札者・落札金額 等

### (3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・  
下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

### (4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、  
建設業許可行政庁への通知

## 各発注者が取り組むべき ガイドライン

### (1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が  
共同で案を作成

### (2) 主な内容

- 第三者機関によるチェック
- 苦情処理の方策
- 入札・契約の方法の改善（一般競争・  
指名競争の適切な実施）
- 工事の施工状況の評価
- その他
- ・不良不適格業者の排除
- ・ダンピングへの対応
- ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、  
入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

### 「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>